

令和 8 年 4 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 4 月 27 日（月） 午後 3 時～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 6 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵美子
7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春
10 番 星 野 邦 夫	11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 小 澤 勝	6 番 蕪 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高草木 国 雄	11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和
13 番 柳 澤 照 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（ 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	係 長 山 本 賢	主 査 金 子 愉 香
		主 任 星 野 佳 那

事務局 それでは、これより令和8年4月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 こんにちは。令和8年4月、初めの総会なんですけど、皆さんのこれからの協力を
得まして議事がスムーズに行えるようなかたちで始めたいと思います。よろしく
お願い致します。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願い致します。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和8年4月27日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和8年4月27日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3番：新井 茂 委
員」と「4番：石原 郷土 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和8年4月27日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。笠懸町阿左美、田、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)

を行いたく申請するもの。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、売買の設定を行いたく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長

日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可の取消し願について」

次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の取消し願があったので、決定を求める。令和 8 年 4 月 27 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号 1 番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、山林及び畑、当初の転用目的、露天駐車場(一時転用)。不要になったため、取消しを願ひ出るもの。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

議 長 日程第3議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
今回は3件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号1番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町阿左美、畑。地目変更登記(敷地増)。トラクターや機材等の農業用倉庫として利用するため申請するもの。
番号2番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。道路用地。みどり市笠懸町阿左美近隣地の農地を一般住宅用地として農地法第5条申請するにあたって、既存の公衆用道路に接続させるため道路用地として申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長 番号1番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 番号1番について、笠懸第2区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。桐生伊勢崎線、阿左美駅を西に向かって、東小へ行く橋がある信号を過ぎてすぐ左へ入っていただくと120m位のところになります。さっき始末書で言われていたとおりな感じで、畑付けにはなっていました但建物がある状態です。相続して気づいたという事なので何ら問題はないと思いますがよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 2 番をご覧ください。現場はみどり消防署の前の道を東に向かって、消防署から 1 個目を右に曲がるかたくりの群生地のところを右に曲がってもらくと、150m 行くと、住宅が 6 軒くらい建っているんですけど、その間の道を抜けた先に接続地として道路を広げたいという事です。何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番ですが、もともと 5 条の計画変更という事で、議案書上ですと、次の議案に載っているので、計画変更 1 番と同じ場所ですので、一緒に説明致します。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、作業所用地。計画変更後の事業計画、貸駐車場用地。施設概要、貸駐車場。当初の計画では、自動車整備の作業所用地として農地転用を行ったが、平成 25 年の廃業後は一部駐車場用地として利用していた。今回、周辺住民より貸駐車場利用の要望があり、当初の利用目的と異なるため申請を行うもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願い致します。

計画変更

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 3 番をご覧ください。場所は、国道 50 号線を前橋方面に向かいまして杉菜原の信号を左折して、陸橋を下って 1 つ目の信号を右折して、300m 位の右側です。草も無くきれいになっています。問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、4 条の 3 番の説明をします。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。貸露天駐車場用地。周辺住民より貸駐車場利用用地の希望があるため申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番については先ほどの説明と同じになります。ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和 8 年 4 月 27 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。

事 務 局 番号 2 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅 1 棟駐車場 4 台。一般住宅地として許可を受けましたが当初計画者が断念致しました。今回継承者が一般住宅用地として利用をしたいと思い申請を行うもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 12 番をご覧ください。大間々諸町の〇〇の所に県道が走っています。その県道を桐生方面、東へ向かって頂いて、300m程行きますと、左側に〇〇があります。〇〇の北側なんですけど、右側のはじの道が第 13 区の産業道路とぶつかっています。その産業道路を出てすぐ、20m位の所に〇〇という歯医者がありますけど、そこを入れて 20mほど行ったところの入口が今回の申請地になっています。3、4 年位前までは、野菜等は作ってしまして、今は、草は生えていますけども若干ネギが 1 列植わっているような形です。問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 3 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅 1 棟。当初計画者は分筆登記を受けずに賃貸借による転用許可を受け住宅建設し利用してきた。計画者が亡くなり、測量分筆登記を行ったところ土地面積の相違がみられた。承継者は今後も同土地を利用していきたいため、転用面積の変更の申請を行うもの。以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、大間々第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 17 番をご覧ください。場所的には、大間々の上の方にあります。〇〇という寺の北側になります。寺のところの通りの道を北に 30mから 50m位行くと、小さい信号の無い十字路があります。そこを左折して地図上ですと角にも家があるような形になっていますけど、現状としては取り壊して更地になっております。曲がった 1 軒目という所になりますが、この所が当該場所です。問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 4 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅 1 棟。当初計画者は分筆登記を受けずに賃貸借による転用許可を受け住宅建設し利用してきた。計画者が亡くなり、測量分筆登記を行ったところ土地面積の相違がみられた。承継者は今後も同土地を利用していきたいため、転用面積の変更の申請を行うもの。以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 14 番をご覧ください。先ほどの計画変更のお宅の左斜め下、同じ区画にあるんですけど、問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

議 長 日程第 5 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
今回は 15 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。通路用地、売買。5 条申請の一般住宅用地の通路用地として利用するため申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、売買。現在、借家で生活しているが、住宅を建てるにあたり利便性、環境の面で最適な土地が見つかったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の4番をご覧ください。県道大間々世良田線を南下してもらって、みどモススパに入っていく新しくできた道路の信号を左折してもらって、150m位行くと、〇〇ボディーという板金屋があります。その板金屋さんの隣にエコノミーハウスがあるんですけど、そのエコノミーハウスのすぐ隣が申請地です。何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の5番をご覧ください。先ほどの申請のあったところの1番奥になります。場所は同じところなので何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。
番号3番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場用地、売買。現在、訪問看護業を営んでおり、事業の拡張によって隣接地および同所の建物を購入したが、駐車場が足りな

いことから、会社の露天駐車場として利用したく申請するもの。

番号4番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、売買。現在、借家で生活しているが、住宅を建てるにあたり利便性、環境の面で最適な土地が見つかったため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11番、星野です。地図の6番をご覧ください。県道太田大間々線を南下してもらって〇〇という美容室があるところを左折してもらって、4、500m行った所の右側に三俣分水という岡登用水の分水地があるんですけど、その道反対の土地になります。多少草はありますが何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11番、星野です。地図の7番をご覧ください。先ほどの道路用地で話しをしたところなんですけど、みどり消防署の前の道を東に向かって、かたくりの群生地のところを右折してもらって、5、60m行くと住宅が両側に建っているんですけど、その真ん中の道を左折して入っていった先の土地になります。多少草はあるんですけど、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 5 番、番号 6 番についてご説明いたします。
番号 5 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地、売買。現在、借家で生活しているが、手狭になったため隣接する既存宅地に住宅建築をすることになった。しかし、袋地となってしまうため、袋地状態を解消するために申請するもの。
番号 6 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。家族が増えるため、住宅を建築したく土地を探していたところ、妻の祖父の所有する土地を借りられることとなった。申請地は実家に近く、これから生活していく土地として最適と考えられるため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、清水です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は県道 69 号線を南下していただき、50 号を通り過ぎて、両毛線を通り過ぎて、久宮の信号がありますが、そこを右折していただき、50m 位行きますと、〇〇寿司という寿司屋があります。寿司屋のところの小さい十字路を右折していただいて、20m 位の所です。もともと宅地と一体の畑になっていて、もともと桑原だったところですが、全部片付けてきれいな状態になっていますので、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 9 番をご覧ください。国道 50 号を前橋に向かいまして、杉菜原の信号を左折します。最初の信号を右折して、〇〇鉄工という所を左折し

ます。50m位行ったらすぐ左折して、そのの畑です。草が少し生えているのですが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号7番、番号8番についてご説明いたします。
番号7番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(8区画)、売買。譲受人は、群馬・埼玉・栃木・茨城をメインに土木工事・住宅の販売を主たる目的として事業を行っているが、この度、申請地を譲ってもらえることになったため申請するもの。
番号8番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。宅地拡張(一般住宅用地)、使用貸借。現在、申請地西側に建つ住宅に居住しているが、老朽化のため建て替えを予定している。新築する建物については、申請地を含めた土地での計画をしているため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくようお願いいたします。

番号7番

議 長 番号7番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の10番をご覧ください。国道50号を前橋方面に向かって、小学校の信号を前橋方面に過ぎて、〇〇の所を左折して、250m位行ったら右折して150m位に〇〇という美容室があります。その手前を左に入ったところが申請地です。草も無くきれいになっていて、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号7番の申請は可決いたします。

番号 8 番
議 長

番号 8 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 11 番をご覧ください。国道 50 号を前橋方面に向かって小学校を通り過ぎて、最初の信号を左折してもらって、300 から 400m ほど行くと、〇〇鉄工と〇〇クリニックという間を奥に左折して入っていくんですけど、家が建っている隣の土地なんですけど、物置が建っていて、草がちょっと生えているんですけど、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号 9 番、番号 10 番についてご説明いたします。

番号 9 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地、売買。現在、借家で生活しているが、子供も産まれ手狭になったため、住宅を建てるため土地を探していたところ、付近に小学校や商業施設がある子育てに最適な環境の土地が見つかったため申請するもの。

番号 10 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天駐車場用地、売買。数年前より、譲渡人に許可をとった上で経営する飲食店の来客用駐車場として利用してきたが、今回該当地が売りに出たため購入しようとしたところ、農地転用されていない土地であることが発覚したため申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 9 番
議 長

番号 9 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員

12 番、星野です。地図の 12 番をご覧ください。場所につきましては、計画変更の時に説明させていただきました。〇〇の北側で〇〇歯医者所を入って 20m か 30m 程の右に入った所の道路と一体の敷地です。若干草はありますが、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

議 長 番号 10 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

(経過説明書の朗読)

議 長 番号 10 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 13 番をご覧ください。大間々、〇〇物産の所、南側の道を東方面に向かって頂きまして、600 か 700m 行ったところに、ご覧頂いてる地図赤丸の左、急カーブの十字路、そこに出ます。その所丁字路になっていますので、右折して如来堂線という県道に乗って頂きまして、桐生方面へ向かって頂いて、20m 程ですかね、左側に申請地があります。内容については始末書、経過説明書のとおりでございますので、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 10 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 11 番、番号 12 番についてご説明いたします。
番号 11 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地、賃貸借。昭和 45 年に、転用許可を受けたものの分筆登記を受けずに、亡父母が賃貸人の亡父より借り受け住宅を建築した。現在、測量し分筆登記を受けた結果、土地の大きさが違ったことが発覚し、今後もこの土地を借り受け、生活していきたいため申請するもの。こちらにつき

ましては、先ほど計画変更でご説明した土地になっておりますので、場所の説明は省略します。

番号 12 番。譲受人、譲渡人、については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天駐車場、売買。現在、申請地の北側道路反対で葬儀店を営んでいるが、平成 17 年頃より申請地の土地を借り受け、駐車場として利用してきた。この度、借りている土地を購入しようとしたところ、農地転用許可を受けていないことが発覚したため申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 11 番

議 長

番号 11 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

12 番委員

12 番、星野です。地図の 14 番をご覧ください。先ほどの計画変更の時に説明させて頂きました場所です。現在ここは家が建っておりまして、居住者もおります。何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 11 番の申請は可決いたします。

番号 12 番

議 長

番号 12 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号 12 番について、大間々第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員

12 番、星野です。地図の 15 番をご覧ください。場所につきましては、先ほどから案件の説明をさせて頂いているところのすぐ西隣という形になります。大間々の〇〇寺の北側の一区画という所になります。現状としまして、一部が駐車場、一部が更地というような形で、その他の所は始末書のとおりですが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 12 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 13 番、番号 14 番についてご説明いたします。
番号 13 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天駐車場用地、売買。現在、申請地の南隣に地域の寺として存在しているが、町中にあるため、彼岸、盆、祭りの際、路上駐車が発生し苦慮している。この度、財産管理のため売却するという話を聞き、相談したところ、譲っていただけることとなったため、駐車場として利用したく申請するもの。
番号 14 番。設定人、被設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地、賃貸借。昭和 45 年に、転用許可を受けたものの分筆登記を受けずに、亡父母が賃貸人の亡父より借り受け住宅を建築した。現在、測量し分筆登記を受けた結果、土地の大きさが違ったことが発覚し、今後もこの土地を借り受け、生活していきたいため、申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 13 番

議 長 番号 13 番について、大間々第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 16 番をご覧ください。大間々の〇〇寺の北側に一連のブロックがあるんですけど、そのブロックの南側 2 区画になるんですけど、もともと〇〇歯科の駐車場で使っていたようなんですが、それを〇〇寺の方で買い受けるという事になっておりまして、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 13 番について採決をいたします。番号 13 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 13 番の申請は可決いたします。

番号 14 番

議 長

番号 14 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号 14 番について、大間々第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員

12 番、星野です。地図の 17 番をご覧ください。場所につきましては、最初の計画変更の時に説明したとおり、〇〇寺の北側の十字路の角、2 軒目になります。ここも家は存在していて、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 14 番につきまして、ご意見等ございますか。

○番委員

被設定人と設定人の住所が一緒なんですけど。

事 務 局

住民票を提出していただいているんですが、住民票の住所が同じ住所です。

議 長

他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 14 番について採決をいたします。番号 14 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 14 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号 15 番についてご説明いたします。
番号 15 番。設定人、被設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑。敷地延長用地、使用貸借。義母より土地を借りて自分たちの住む家を建築するため、住宅敷地の一部拡張をしたいことから申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくをお願いいたします。

番号 15 番

議 長

番号 15 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議長 番号 15 番について、大間々第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、新井です。地図の 18 番をご覧ください。この土地は大間々桐原の信号、○があるところなんですけど、それを 353、前橋方面に向かいまして、100m 位のところですかね、右側の昔店舗があった所なんですけど、今は住宅になっております。その住宅に塀が建っているんですけど、そこの所を指しているんですけど、ほんのちょっとの差だと思うんですけど、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。番号 15 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないので、番号 15 番について採決をいたします。番号 15 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 15 番の申請は可決いたします。

議案第 6 号

会長 日程第 6 議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 8 年 4 月 27 日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が 2 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は 2 筆あります。

番号 1 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号 2 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

新規設定 2 件の地積合計は、3,143 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和８年４月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和８年４月２７日 午後４時３０分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

3 番委員

新 井 茂

4 番委員

石 原 郷 士